



資料3-1

第202500048651号

令和7年5月26日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 氏 良介

(公印省略)

特定水産資源ぶりの令和7管理年度における知事管理区分に
配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の
規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の
規定により諮問します。

（担当 漁業調整課資源管理担当 田中：電話0857-26-7303）

【別紙】

ぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県ぶり漁業	101,000 トンの内数

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「ぶり」の知事管理区分に配分する 漁獲可能量について（概要）

令和 7 年 6 月 4 日
鳥取県漁業調整課

1. ぶりの漁獲可能量の設定

- 農林水産大臣から資料 3-3 のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源ぶり（以下「ぶり」と言う。）について、令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された。
- 都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。
- 鳥取県の漁獲可能量は「101,000 トンの内数」（※）となっている。鳥取県資源管理方針（以下、「県方針」という。）による、ぶりの鳥取県知事管理区分は「鳥取県ぶり漁業」のみであり、県方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県ぶり漁業へ配分する」こととなっていることから、ぶり漁業の知事管理漁獲可能量を「101,000 トンの内数」（※）と定めようとするもの。

（※）国の資源管理基本方針により、ぶりは漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）が適用されるステップアップ管理対象資源となっている。ステップ 1（1 年間を想定）では、法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分量は設定せず、同項第 1 号の漁獲可能量の内数として設定することとする（資料 3-3）。

2. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 3-3）

令和 7 年鳥取県割当数量（知事管理分）：「101,000 トンの内数」

<参考：ぶり（はまち、まるご）漁獲量>（単位：トン）

年	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
漁獲情報システム	591	606	478	544	470	311	841	722

※管理を行う際の参考となる数量：626 トン（水産庁令和 7 年 4 月 16 日付事務連絡）（資料 3-4）

3. 今後の想定スケジュール

6 月 4 日 漁獲可能量の設定に関する海区委員会諮問・答申

6 月上旬 漁獲可能量の設定（局長決裁）の申請

6月中旬 国承認（申請後1週間程度必要）

6月下旬 漁獲可能量の公表（漁業調整課ホームページ、告示）

【根拠法令】

＜漁業法（昭和24年法律第267号）＞

（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

6 水管第 3388 号
令和 7 年 2 月 17 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら
オホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関す
る令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年
度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律
第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可
能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年
度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の 目安数量（トン）
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.26%	50 トン未満
ぶり	101,000 トンの内数	—	

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 16 日

鳥取県
水産主務課 御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和 7 管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる
数量について

令和 7 管理年度においてステップ 1 の管理を行う特定水産資源について、下
記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を算出したので
提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可能 量（トン）	参考シェア（％）	管理を行う際の参考 となる数量（トン）
ぶり	101,000 トンの内数	0.62%	626

（注記 1）参考シェアは、令和 3 年から令和 5 年までの都道府県及び大臣管理
区分の 3 か年の漁獲実績シェアの平均値

（注記 2）参考シェアの計算には、農林水産統計のブリ類の漁獲量を使用。令
和 7 年 3 月 28 日付で農林水産統計（確報）が公表されたため、本事務連
絡においては、農林水産統計（確報）の漁獲量を使用した。

（注記 3）管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じ
た数値